

郵便投票拡充裁判を勝利させるニュース

〒700-0047 岡山市北区関西町3-11みんなの会館・障岡連内
岡山・郵便投票拡充裁判を勝利させる会 FAX 086-254-5866

2024年1月号

たたかいは最高裁へ

岡山で支援の会結成

郵便投票の拡充を求める裁判の舞台は、いよいよ最高裁へと移りました。

障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会の有志らが中心になり、二三年十月、「岡山・郵便投票拡充裁判を勝利させる会」(代

表に吉田裕美・障岡連会長)を結成しました。全国組織である「障害をもつ人の参政権保障連絡会」と連携し、岡山県内で支援の輪を広げる署名や募金活動などに取り組むことにしています。

ことで社会を変えよう」と考えたけれど、郵便投票が認められなかつた」と訴えま



最高裁前で宣伝



チラシと訴えで郵便投票の拡充をアピールする人たち
(最高裁前にて、12月22日)

投票所に行くことが困難な人に郵便投票を認めるよう訴えて、「障害をもつ人の参政権保障連絡会」は十二月二十二日、最高裁判所前で宣伝を行いました。

同連絡会の高梨恵子さんが、岡山の女性が提訴したいいきさつを紹介。「中途障害のために生きづらさを感じるようになり『投票する

「岡山の会」から稲葉泰子事務局長も参加。「投票したくてもできない状態をそのままにしておくのは人権侵害ではないか」と訴え、選挙制度の改善を求めました。

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会の白沢仁副会長は「郵便投票の拡充は障害者だけの問題でなく、多くの国民の政治参加の権利を保障するものとして取り組んでいきたい」と述べました。

最高裁で必ず勝利し、郵便投票を拡充させましょう

大きなご支援をお願いします

二〇二〇年の県知事選挙で、身体障害4級の女性が郵便投票を希望したものの、郵便投票の対象は障害等級1、2級であるために認められず、投票する権利を奪われたとして国を訴えた裁判で、岡山地裁に続き、広島高裁岡山支部は不当にも原告の訴えを棄却しました。

判決は、「タクシーを利用して投票所に行くことは可能であり、投票する権利は奪われていない」としました。これは、生活保護制度や原告の障害と生活実態を無視した重大な事実誤認です。「タクシーで投票所に行ける」という広島高裁岡山支部の判決は、日本国憲法がすべての人に参政権を保障する規定にも違反するものです。

原告は両手両足に障害があり、心臓にも病気を抱えており、日中もほとんどベッドに寝ています。トイレや簡単な家事をするための移動は伝い歩きで痛みも伴い、短距離しか移動できません。

ん。また、原告の車イスは通常のものではなく、大型のリクライニングのもので、普通のタクシーには乗れず、ワゴン型の福祉タクシーが必要です。福祉タクシーは高額で、ごく短い距離でも往復1万円かかります。生活保護を受けている原告は、月7万円の生活扶助費から病院の通院に4〜5万円かかり、残りの2〜3万円で生活しています。

日本国憲法が国民すべてに投票する権利を保障しているのは、これが議会制民主主義の基礎であり、国民の政治参加への重要な機会であるからです。障害をもつ人も国民の一員です。広島高裁岡山支部の判決はこれを否定するものです。

今回の判決は、肢体不自由の障害をもつ原告に対して、痛みがあっても、食費を削ってもタクシーで投票所に行きなさいとも言っているのです。こんな不当なことは許せません。

また、国際的な民主主義と障害をもつ人に対する権利保障の流れにも逆行するものです。「障害者権利条約」を批准した日本に対して、国連の障害者権利委員会は「投票の手続き、設備および資料が適切かつ利用しやすいものであり、すべての障害者にとってその理解および使用が容易であることを確保」するよう勧告しています（二〇二二年「総括所見」）。

私たちは、最高裁が原告の主張にしっかりと耳を傾け、口頭弁論を開いて、障害をもつ人の郵便投票を認める判決が言い渡されるよう求め、裁判を支援しています。ぜひともご賛同いただけますようお願いいたします。

「郵便振替もご利用ください」

(記号・番号)

012401813168

(加入者名)

障害者の生活と権利を守る

岡山県連絡協議会

摘要欄に「郵便投票裁判募金」と

ご記入ください